

遠藤浩 行動規範

市川三郷町議会議員 遠藤浩
平成 25 年 9 月 19 日

はじめに

私こと遠藤浩の議員活動も多くの皆さまにご指導いただき、今年で10年の節目の年となりました。本年5月には町村議長会から表彰されたところでございます。この事は、皆さま方のご指導あってのことと心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、私は、本年9月を以て市川三郷町議会議員の職を辞し新たな活動の地域振興と県政発展に求め貢献させて頂きたく決意した次第でございます。

市川三郷町議会議員在職中は、副議長／土木環境常任委員長／議会広報編集特別委員長と要職を拝命し町政発展のため努力させて頂きました。今後とも地域医療、介護、少子高齢化人口減、地域経済、産業振興、防災・減災、教育環境、生活環境、文化継承など取り組むべき課題は多く身の引き締まる思いでございます。

リニア中央新幹線、中部横断自動車道の開通という新しい社会環境への対応と、これらの課題を克服するためには更なる研鑽と発想転換、行動力が重要だと考えます。今後の活動においては未知の境地でありますので、ここに「遠藤浩 行動規範」を示し、いかなる考えで行動するのかその基礎を皆さま方と共有しようとするものであります。

今後とも、ご指導賜り更なる活動の糧になりますようお力添え頂きたくお願い申し上げます。

市川三郷町議会議員 遠藤浩

遠藤浩 行動規範

第1条（目的）

遠藤浩は、議会活動及び議員活動において基本的事項を示し、住民の皆さまと共に政治課題に取り組み、地域の振興と県政発展の推進にまい進する事を目的とする。

第2条（議会活動の原則）

遠藤浩は、議会において次に掲げる原則に基づき活動する。

- （1）県議会は、県民を代表する議事機関である事を常に自覚し、公正性、透明性および信頼性を重視し意思決定すると共に、行政執行機関の運営状況を監視、評価する。
- （2）遠藤浩は、県民の多様な意見を把握し県政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、または、行政執行機関に提案する事により、県民と共に県土づくりの活動に取り組む。

第3条（議員活動の原則）

遠藤浩は、県議会を構成する議員として、次に掲げる原則に基づいて活動する。

- （1）遠藤浩は、議会が言論の場である事および合議制機関であることを認識し、公開の場での討論を重んじる。
- （2）遠藤浩は、日常の調査および研修活動を通じ自らの自己研鑽に努め、県民の代表者としてふさわしい行動を行う。
- （3）遠藤浩は、県議会の構成員として、一部団体および地域の代表にとどまらず、住みよい県土づくりを目指し活動する。
- （4）遠藤浩は、県政の課題全般について県民の意見を的確に把握し、議員活動について、県民に説明責任を果たす。

第4条（地域課題対応の原則）

- （1）遠藤浩は、地域課題を把握するために地域住民と地域行政および関係機関との連携体制を構築するよう努める。
- （2）遠藤浩は、地域課題に対応するため多角的な情報収集と問題解決のための方法を研究する。
- （3）遠藤浩は、地域課題を解決するため自己研鑽と人脈形成に努める。

第5条（議決責任）

遠藤浩は、議決責任を重く認識すると共に、議案等を議決し、自治体としての意思決定または政策決定した時には県民に対し説明する。

第6条（活動報告）

遠藤浩は、活動の説明責任を果たすため、議決事項または議会運営についての経過、結果を住民の皆さまに積極的に報告する。

- （1）遠藤浩は、活動の説明責任を果たすため、議会報告会を開催する。
- （2）遠藤浩は、活動の説明責任を果たすため、議会報告書を発行する。
- （3）遠藤浩は、活動の説明責任を果たすため、ホームページを開設する。
- （4）遠藤浩は、活動の説明責任を果たすため、多様な方法で広報に努める。

第7条（議員研修および自己研鑽）

遠藤浩は、政策形成および立案、課題解決能力を高めるため研修活動に積極的に取り組み自己研鑽に努力する。

第8条（地域活動）

遠藤浩は、地域活動および行事に積極的に参加し地域振興と文化継承および持続可能な地域の創造に取り組む。

第9条（政治倫理）

- （1）遠藤浩は、県民全体の代表者として政治倫理を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する事によって、県民に疑惑を招くことの無いよう行動する。
- （2）遠藤浩は、法令を遵守する。

付則

この規範は、平成25年10月1日から施行する。

改正

平成30年4月8日